# 平成29年9月相良村農業委員会定例総会議事録

- 1. 開催日時 平成29年9月8日(金) 午前9時00分開会
- 2. 開催場所 役場2階会議室
- 3. 出席委員(8人)

会長(10番) 渡邊 和夫 職務代理者(5番) 永田 熊信

(1番) 宮原 清人 (2番) 岩坂 博行 (3番) 西田 義和

(4番) 山田 成代 (6番) 白石 悌二 (7番) 平川 真由美

(8番) (9番)

4. 欠席委員 (人)

5. 議事日程

日程第1 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第39号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の

承認について

日程第3 議案第40号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用

地利用配分計画(案)に対する意見について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 冨永 得治

農地係長 渋谷 美佐江

### 1 開会・議長挨拶

議長

おはようございます。

相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。

只今から、平成29年9月相良村農業委員会総会を開会します。 相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として 議事を進行させていただきます。

### 2 議事録署名委員の指名について

議長

議事録署名委員は、5番委員、6番委員の2名を指名します。よ ろしくお願いします。

これより、議題に沿って会議を進めます。議案が3議案で、案件が47案件です。

## 3 議 事

議案第38号

農地法第3条の規定による許可申請について

議長

はじめに、議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請について、審議します。

議長

それでは、1番について事務局の説明をお願いします。

事務局

おはようございます。議案第38号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。番号1、大字川辺字中高原、畑1筆、2,684㎡です。3条の有償移転で、譲渡人及び譲受人は、議案に記載されているとおりです。売買価格は、500,000円です。10aあたりに換算しますと186,289円です。以上です。

議長

引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告お願いします。

地区推進委員

双方、合意のもとで金額を決定しておりますので何ら問題ないと 思われます。

ただいま、事務局からの説明及び川辺地区推進委員からの報告が ありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

次に、2番について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号2、大字柳瀬字吉ノ尾、立神、田1筆、畑4筆の8,105 ㎡です。 3条の使用貸借の再設定の案件で、貸付人及び借受人は、議案に記載されているとおりです。農業者年金の更新によるもので、期間は 10年です。以上です。

議長

ただいま、事務局の説明がありましたが、本件につきまして、ご 意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第39号

経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の 承認について

議長

次に、議案第39号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集 積計画の承認(利用権貸借)について、審議します。 まず、1番について事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第39号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画 (利用権貸借)についてご説明します。

番号1、大字柳瀬字原ノ園及び日焼田の田5筆3,101 ㎡です。賃貸借の新規案件で、利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10 a あたり15,000 円です。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして ご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること に決定いたします。

次に、2番について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号2、大字深水字買元、田1筆 513 ㎡です。賃貸借の再設定案件で、利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年、賃借料は1筆玄米30kgです。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして ご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること

に決定いたします。

次に、3番について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号3、大字川辺字朝の迫、畑1筆の1,372 ㎡です。使用貸借の新規案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして ご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ しいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること に決定いたします。

次に、4番について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号4、大字川辺字朝の迫、畑1筆3,432㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり20,000円とお茶1kgです。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして ご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

次に、5番について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号5、大字川辺字大柳、田1筆の821㎡です。賃貸借の新規案件で利用権の設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆あたり玄米60kgです。以上です

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして ご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ しいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること に決定いたします。

次に、6番について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号6、大字柳瀬字大丸、田1筆の 2,878 ㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10 a あたり 20,000円です。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして ご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

次に、7番について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号7、大字柳瀬字浜ノ上、畑1筆の1,658 ㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして ご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ しいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること に決定いたします。

次に、8番について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号8、大字柳瀬字浜ノ上、畑2筆の1,705 ㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして ご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

次に、9番についてですが3番委員に関する案件ですので、相良 村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限によ り当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。

## (3番委員退席)

議長

それでは、9番について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号9、大字柳瀬字楢木、田2筆の1,937 ㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は全筆で玄米120kgです。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして ご意見ありませんか。

### (意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

#### (異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること に決定いたします。

ここで、3番委員の入室を許可します。

#### (3番委員入室・着席)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること に決定いたします。

次に、10番から34番については、関連事案につき一括して事 務局の説明をお願いします。

事務局

番号10、大字川辺字上高原、畑1筆10,931㎡です。賃貸借の新規案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり7,319円です。

番号11、大字川辺字下七折、畑1筆621㎡です。賃貸借の新規案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。

番号12、大字川辺字下七折、畑1筆373㎡です。賃貸借の新規案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。

番号13、大字川辺字下七折、畑2筆1,158 ㎡です。賃貸借の新規案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。

番号14、大字川辺字下七折、畑2筆 2,720 ㎡です。賃貸借の新規案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。

番号15、大字川辺字下七折、畑3筆1,076 ㎡です。賃貸借の新規案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。

番号16、大字川辺字下七折、畑1筆835㎡です。賃貸借の新規案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。

番号17、大字川辺字下七折、畑1筆448㎡です。賃貸借の新規案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。

番号18、大字川辺字下七折、畑1筆580㎡です。賃貸借の新規案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。

番号19、大字川辺字下七折、畑1筆608㎡です。賃貸借の新規 案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載され ているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。

番号20、大字川辺字下七折、畑1筆310㎡です。賃貸借の新規 案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載され ているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。

番号21、大字川辺字下七折、畑1筆297㎡です。賃貸借の新規 案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載され ているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。

番号22、大字川辺字下七折、畑2筆2,766 ㎡です。賃貸借の新 規案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載さ れているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。

番号23、大字川辺字下七折、畑1筆478㎡です。賃貸借の新規 案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載され ているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。

番号24、大字川辺字下七折、畑1筆1,000㎡です。賃貸借の新規案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。

番号25、大字川辺字下七折、畑3筆2,001 ㎡です。賃貸借の新規案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。

番号26、大字川辺字下七折、畑2筆2,258 ㎡です。賃貸借の新規案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。

番号27、大字川辺字下七折、畑2筆349㎡です。賃貸借の新規案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。

番号28、大字川辺字下七折、畑1筆566 ㎡です。賃貸借の新規案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。

番号29、大字川辺字下七折、畑2筆1,143 ㎡です。賃貸借の新規案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。

番号30、大字川辺字下七折、畑1 筆 192 ㎡です。賃貸借の新規案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。

番号31、大字川辺字下七折、畑1筆963㎡です。賃貸借の新規案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。

番号32、大字川辺字下七折、畑1筆712㎡です。賃貸借の新規案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。

番号33、大字川辺字下七折、畑1 筆940 ㎡です。賃貸借の新規 案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載され ているとおりです。期間は5年で賃借料は10 a あたり5,000円です。番号34、大字川辺字下七折、畑1筆380㎡です。賃貸借の新規案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10 a あたり5,000円です。

議長

ただいま、事務局から10番から34番までの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ しいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること に決定いたします。

次に、35.36番について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号35、大字川辺字実、畑2筆9,732㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借料は10 a あたり 15,000 円です。番号36、大字川辺字実、畑2筆9,732㎡です。賃貸借の転貸案件で利用権の設定をする者及び設定を受ける者は議案に記載されている通りです。先程の賃貸借の転貸案件で、期間は3年で、賃借料は10 a あたり 15,000 円です。以上です

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして ご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

次に、37.38番について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号37、大字川辺字佐土原及び別府原、田2筆5,886 ㎡です。 賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議 案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は全筆で玄米 300kgです。番号38、大字川辺字佐土原及び別府原、畑2筆の 5,886 ㎡です。賃貸借の転貸案件で利用権の設定する者及び設定を 受けるものは議案に記載されているとおりです。番号37の転貸案 件で期間は5年賃借料は全筆で玄米300kgです。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして ご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、39.40番について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号39、大字柳瀬字中洲、田1筆の1,875 ㎡です。賃貸借の再設定案件で、利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり22,000円です。番号40、大字柳瀬字中洲、田1筆の1,875 ㎡です。賃貸借の転貸案件で利用権の設定する者及び設定を受けるものは議案に記載されているとおりです。番号39の転貸案件で期間は5年賃借料は10aあたり22,000円です。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして ご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

### (異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること に決定いたします。

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有 権移転)の承認について審議します。

1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1、大字川辺字佐土原、畑1筆 795 ㎡です。所有権を移転する者及び移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買金額は238,500円です。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして ご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること に決定いたします。

2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号2、この案件は、先月の総会で保留になった案件になります、 大字川辺字上高原及び城ノ平、畑9筆12,444㎡です。所有権を移転 する者及び移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売 買価格は1,500,000円です。以上です。

議長

引き続き、川辺地区推進委員から報告お願いします。

地区推進委員

この案件は、先月保留した案件で、再度8月25日に、農業委員会事務局、会長、地区農業委員と地権者と現地確認をしまして、境界の確定をさせて了承してもらいました。以上です。

ただいま、事務局からの説明及び川辺地区推進委員からの報告が ありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること に決定いたします。

議案第40号

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

議長

次に、議案第40号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定 による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、審議しま す。

それでは、1番について事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第40号農用地利用配分計画案に対する意見についてご説明いたします。番号1、大字川辺字上高原、畑1筆10,931㎡です。権利を設定する農用地及び所有者は議案に記載されているとおりです。農地中間管理機構通しての転貸で権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり7,319円です。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして ご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること に決定いたします。

2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号2、大字川辺字下七折、畑20筆の14,213.44 ㎡です。権利を設定する農用地及び所有者は議案に記載されているとおりです。 農地中間管理機構を通しての転貸で権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10 a あたり5,000円です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして ご意見ありませんか。

(意見がなければ)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの場合)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

3番について、事務局の説明をお願いします。

番号3、大字川辺字下七折、畑14筆の8,561 ㎡です。権利を設定する農用地及び所有者は議案に記載されているとおりです。農地中間管理機構を通しての転貸で権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で10 a あたり5,000 円です。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして ご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること に決定いたします。
	これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。 ありがとうございました。
	その他
事務局	(1) 次回の総会の開催日について 10月10日、(火)曜日、午前9時から
議長	閉 会 それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがと うございました。

閉会 午前11時10分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

平成29年9月8日

 相良村農業委員会
 著名委員 5番 印

 署名委員 6番 印